

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は日本の国を形成してきた基礎的財産の一つである。

特に新聞はその戸別配達網によって、内外の多様な情報を全国くまなく日々同じ時刻に届けることで、国民の知る権利を下支えするとともに、文字文化の中軸的役割を果たし続けている。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となり得たのは、国民の伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を大きく果たしてきたことは広く認められるところである。

近年、活字離れが進む中で、書籍とともに新聞も購読率が低下傾向にあり、新聞を知らないで育つ子どもが増えるなど、次世代のわが国を担う世代の知的水準への深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されている。加えて今回の消費税率の改定によって、新聞離れがさらに加速される恐れがあると危惧する。

以上のことから、消費税率の見直しが進められている段階で新聞への軽減税率を導入することは、極めて肝要な施策であり、欧米の例をみても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置をとっている。

よって、本市議会は国に対し、消費税の見直しに際し、新聞への軽減税率の適用を実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策)

衆議院議長

参議院議長